

市第136号議案 横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正について

1 バリアフリー法[※]と福祉のまちづくり条例の関係について

バリアフリー法では、法への適合義務がある建築物を「特別特定建築物」と定めており、具体的には施行令で規定されています。また、地方公共団体は条例で特別特定建築物を追加できることとされており、本市においては福祉のまちづくり条例により、特別特定建築物の追加をしています。

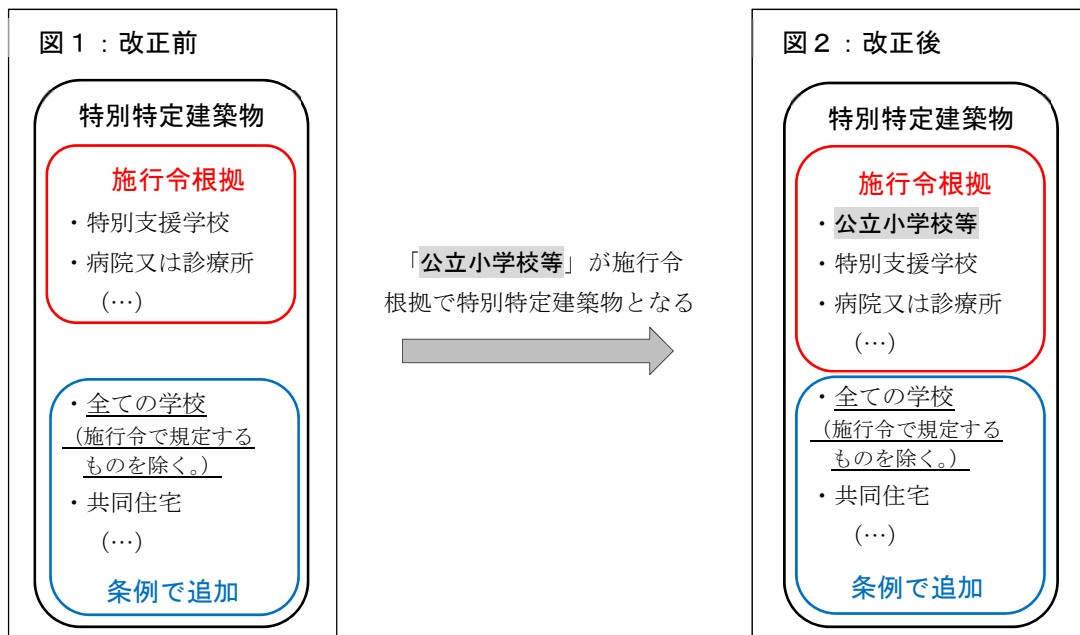
さらに、バリアフリー法では、特別特定建築物が適合しなければならない基準を「建築物移動等円滑化基準（以下「基準」といいます。）」と定めており、具体的には施行令で規定されています。また、地方公共団体は条例で基準を追加できることとされており、本市においては福祉のまちづくり条例により、基準の追加をしています。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 バリアフリー法施行令の改正について

図1のとおり、これまで本市では、赤枠で示す施行令根拠の特別支援学校に加え、青枠で示すように、福祉のまちづくり条例で全ての学校を特別特定建築物に追加をしていました。

今回の施行令の改正により、図2のとおり「公立小学校等[※]」が施行令により特別特定建築物に位置付けられました。



※ 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの

3 条例の改正内容について

施行令の改正の前後で公立小学校等に適用する基準が変わらないように、福祉のまちづくり条例について必要な改正を行います。

4 施行日

令和3年4月1日（施行令の施行日と同日）

(参考)具体的な改正内容について

1 施行令改正

改正前	改正後
<p>(特別特定建築物)</p> <p>第5条 法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特別支援学校</p> <p>二から十九 (省略)</p>	<p>(特別特定建築物)</p> <p>第5条 法第2条第19号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第23条において「公立小学校等」という。）</u>又は特別支援学校</p> <p>二から十九 (省略)</p>

※下線部が改正部分

施行令改正により公立小学校等が特別特定建築物に追加

2 条例改正

改正前	改正後
<p>(特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第19条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 学校 (<u>令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。</u>)</p> <p>(2)から(4) (省略)</p>	<p>(改正なし)</p>
<p>(条例で定める特定建築物に関する読替え)</p> <p>第23条 第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>	<p>(<u>公立小学校等</u>及び条例で定める特定建築物に関する読替え)</p> <p>第23条 → <u>公立小学校等</u>及び第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p>

※下線部が改正部分

公立小学校等が条例第19条で定める建築物ではなくなったが、施行令の改正後も公立小学校等に同じ基準を適用するため基準を整理